

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 歯周インプラント認定医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 歯周インプラント認定医制度規則第3条における認定医の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で可否を判定し、理事会の議を経て行う。
- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
 - (2) 学会認定医である者。
 - (3) 通算5年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
 - (4) 歯周インプラント認定医の申請時において継続して5年以上の学会会員歴を有する者。
 - (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が5年間で5回以上である者。(年次大会を3回含む)
 - (6) 学会歯周インプラント指導医1名の推薦がある者。
 - (7) 歯周インプラント認定医申請時に教育研修単位が50単位以上の学会会員である者(附表1)。
 - (8) 歯周インプラント認定医審査に合格した者。
2. 歯周インプラント認定医審査については別に歯周インプラント認定医審査施行細則を定める。
- 第3条 歯周インプラント認定医制度規則第3条により「認定」された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ歯周インプラント認定医認定証の交付を受けることができない。
- 第4条 歯周インプラント認定医制度規則第5条に規定する研修施設は次の要件を備えており、かつ、学会において認定された施設とする。
- (1) 歯周インプラント指導医が一名以上いること。
 - (2) 教育研修の実施に必要な設備、人員を有していること。
 - (3) 学会が認める研修カリキュラムを実施していること。
2. 研修施設の認定を申請する責任者は、次の各号に定める書類を認定審議委員会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設申請書
 - (2) 研修施設の概要
 - (3) 歯周インプラント指導医の在籍証明書
 - (4) 研修カリキュラム
3. 認定審議委員会が必要と認める場合は、当該施設の実地調査をすることができる。
- 第5条 歯周インプラント認定医制度施行細則第4条に規定する研修カリキュラムは次の各項を含む。
1. 歯周組織の構造と機能
 2. 歯周病の病因と分類
 3. 歯周病の検査、診断、治療計画の立案
 4. 歯周基本治療
 5. 歯周外科手術
 6. インプラント治療
 7. 歯周病患者の補綴処置
 8. 高齢者と有病者の治療
 9. 口腔外科的知識
 10. 救急救命処置
 11. 院内感染予防対策
 12. メンテナンス
- 第6条 歯周インプラント認定医制度規則第10条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、認定医資格保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。復職後、学会活動が困難だった理由を記した届けを認定審議委員会へ提出し、認定審議委員会が認めた場合は、生涯研修単位取得のみで認定の更新の取得を認める。

2. 未更新による歯周インプラント認定医資格喪失者が再び歯周インプラント認定医を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで審査を受けなければならない。

(1) 歯周インプラント認定医試験（1 症例を発表し口頭試問）

(2) 症例報告による審査（書類審査）（歯周インプラント認定医審査施行細則第 4 条の要項に則った 5 症例）

第 7 条 歯周インプラント認定医制度規則第 8 条における、歯周インプラント認定医更新の生涯研修単位基準は、附表 2 に定める研修単位の合計単位による。

所定の研修単位は 5 年間で研修会出席は 60 単位以上とする。研修会出席は本会年次大会・支部教育研修会への参加を 5 年で 5 回以上（年次大会 3 回を含む）であることを必須条件とする。

第 8 条 歯周インプラント認定医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と歯周インプラント認定医研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。

2. 歯周インプラント認定医更新の申請は、更新時の 1 年前から行うことができる。

第 9 条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 2 万円

1. 登録料 4 万円

1. 更新手数料 2 万円

第 10 条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 3 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 7 月 18 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

更新時に満 65 歳に達した者は、認定期限が令和 7 年 3 月末までの場合に限り、歯周インプラント認定医生涯研修記録簿の提出を免除する。

本施行細則は一部改正し、令和 2 年 6 月 7 日より施行する。